

山形県企業局談合情報対応要領

(公正入札調査委員会の設置)

- 第1条 入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、企業局の本局及び各事業所に公正入札調査委員会を設置する。
- 2 各公正入札調査委員会は、所管する発注案件における入札談合に関する情報（職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合も含む。）について調査し、その対応を審議するものとする。
- 3 公正入札調査委員会の構成、事務局等については、別に定める。

(談合情報対応マニュアル等による対応)

- 第2条 入札談合に関する情報に対しては、別に定める談合情報対応マニュアル及び談合疑義事実処理マニュアルに基づき適切に対応するものとする。

(対応結果の報告)

- 第3条 本局各課及び各事業所において入札談合に関する情報があった場合は、企業管理者に報告するものとする。この場合、事業所における情報は、当該事業所を所管する本局所管課長を経由するものとする。
- また、その対応状況及び対応結果等についても、その都度同様に報告するものとする。
- 2 企業管理者は、入札談合に関する情報及びその対応状況、結果等について、会計局長又は県土整備部長に報告するものとする。
- また、山形県入札監視委員会に適宜報告を必要とするものは、県土整備部長に依頼するものとする。

附 則

この要領は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。